

国際関連情報 アジア情報

第2回日印ダイアログ等の概要

企業会計基準委員会 おかもと たけひろ 岡本 健寛

日本公認会計士協会 よしだ けんたろう 吉田 健太郎

住友商事株式会社 いけがみ りゅうじ 池上 隆司



1. はじめに

2010年7月に日本のIFRS対応会議とインドの市場関係者（インド企業省に設置されたIFRS Core Group）との間で、国際財務報告基準（IFRS）に関連する互いの知識・経験を共有し、アジア地域の声をIFRSに的確に反映させるために協力し合うことを骨子とした覚書（MoU）が締結された。その内容に沿い、昨年東京で行われた第1回日印ダイアログに続き、2011年8月3日にインドのバンガロールで第2回日印ダイアログ（以下「本ダイアログ」という。）が開催された。

本ダイアログには、日本側からは島崎憲明 IFRS 対応会議国際対応委員会委員長以下、金融庁、企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）、日本経済団体連合会（経団連）、東京証券取引所等からの代表者が計15名、インド側からはインド勅許会計士協会（ICAI）、証券取引委員会（SEBI）、インド準備銀行（RBI）をはじめ、規制当局、産業界等からの代表者が計20名程度参加した。双方の出席者は次頁の表のとおり。

本ダイアログでは、まずIFRSに関する両国の現状報告を中心とした全体セッションを行った後、分科会形式で、参加者が規制当局、会計基準設定主体、監査人、産業界・証券取引所に

	組織	参加者名
日本側参加者	IFRS 対応会議	島崎国際対応委員会委員長 (IFRS 財団評議員)
	金融庁総務企画局企業開示課	園田課長補佐 倉持企業会計専門官
	企業会計基準委員会 (ASBJ)	西川委員長 加藤副委員長 岡本研究員
	財務会計基準機構 (FASF)	西野事務局次長
	日本公認会計士協会 (JICPA)	関根副会長、吉田研究員
	日本経済団体連合会	廣瀬企業会計委員会委員長 (住友化学副会長) 中山経済広報センター常務理事
	住友化学(株)	山内 CSR 推進室兼経理室部長補佐
	住友商事(株)	池上主計部部長代理
インド側参加者	(株)東京証券取引所	小沼執行役員兼上場推進部長 松崎上場部長
	インド準備銀行 (RBI, 中央銀行)	P.R. Ravi Mohan 事務局次長
	企業省 (MCA)	E. Selvaraj 地域ディレクター
	財務省 (MoF) 歳入局	Pawan K. Kumar ディレクター
	証券取引委員会 (SEBI)	Usha Narayanan 事務局次長
	保険規制開発庁 (IRDA)	R.K.Nair メンバー S.N. Jayasimhan ジョイントディレクター
	年金基金規制・制度開発委員会 (PFRDA)	Vankateswarlu Peri 事務局次長
	インド勅許会計士協会 (ICAI)	G. Ramaswamy 会長 Amarjit Chopra 前会長 B. P. Rao 元会長
	インド会計基準設定主体 (ASB)	Manoj Fadnis 議長 S. Santhanakrishnan 副議長
	Committee on Accounting Standards for Local Bodies	J. Venkateswarlu 議長
	General Commercial office of Comptroller and Auditor General	Ms.Usha Sanker ディレクター
	Commercial Audit& Ex Officio member Audit Board, Hyderabad	Y. N. Thakare 主席ディレクター
	Infosys Technologies Limited	Mohandas Pai 前取締役 Gargi Ray テクニカル・マネージャー
	Jubilant Organosys	R. Seshasayee 最高財務責任者
	Oil and Natural Gas Corporation (ONGC) Limited	D. Dhandapani 最高財務責任者
	Committee of Members in Industry, ICAI	K. Raghu 議長

分かれ、各分野での問題点等に関して議論を交わした。

以下では、インド会計基準と IFRS とのコンバージェンスの状況について簡単に概観した後、本ダイアログでの議論及び現地の関係者との会合の概要について報告する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

2. インド会計基準と IFRS とのコンバージェンスの状況について

インドでは IFRS の採用（アドプション）は行わず、インド会計基準と IFRS をコンバージェ

ンスする戦略に基づき、2010 年 1 月に企業省から IFRS にコンバージェンスしたインド会計基準である Ind-AS（インド・エーエスと発音）の導入ロードマップ（下記表参照）が公表された。このロードマップによると、2011 年 4 月 1 日より特定の条件を満たす一部の上場会社を皮切りに、段階的に Ind-AS を導入する計画であった。これにあわせて、2011 年 2 月に企業省が Ind-AS を告示（notified Ind-AS）したが、当初同年 4 月 1 日とされていた一定の基準を満たす企業に対する Ind-AS の適用開始日はまだ告示されていない。

（参考）非金融機関に関する Ind-AS 導入ロードマップ

区分	対象範囲	適用開始時期
フェーズ 1	以下のいずれかに該当する会社（約 1,000 社） <ul style="list-style-type: none"> ● ナショナル証券取引所の指数（Nifty 50）対象会社 ● ボンベイ証券取引所の指数（BSE 30）対象会社 ● 外国証券取引所への上場会社 ● 純資産が 100 億ルピー超の会社 	2011 年 4 月 1 日以降開始する事業年度
フェーズ 2	純資産が 50 億ルピー超 100 億ルピー以下の会社（2,000～3,000 社）（ただし、フェーズ 1 の対象会社を除く）	2013 年 4 月 1 日以降開始する事業年度
フェーズ 3	上記以外の上場会社（6,000～7,000 社）	2014 年 4 月 1 日以降開始する事業年度

（注）純資産が 50 億ルピー以下の非上場会社には、Ind-AS は適用されない。

3. 第 2 回日印ダイアログの議事概要

(1) ICAI Ramaswamy 会長による開会の挨拶

本ダイアログの開催にあたり、日本側代表団の訪印を歓迎する旨が述べられた後、東日本大震災の犠牲者に対する哀悼の意と被災者に対する見舞いの言葉が述べられた。Ind-AS の適用の状況については、2011 年 4 月から適用が開始される予定であったロードマップが、インド国内の制度との様々な調整が必要という理由で遅れていること、及びインドの事情を考慮し

て幾つかのカーブアウトをしてはいるが、ICAI としては、Ind-AS の 99%については、IFRS からの乖離という点で、重大な問題をもたらすことはないと考えていることが強調された。また、昨年より開始された日印ダイアログの意義を改めて確認した後、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）での活動なども含めて、欧州、米国と並ぶ第三の極として、アジアの声を集約し、国際会計基準審議会（IASB）に発信していこうとの呼びかけがなされた。

(2) 島崎委員長からの挨拶

本ダイアローグの開催にあたり、インド側の関係者に対して謝意を述べた後、日本の現況について説明した。2009年6月公表の企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（以下「中間報告」という。）に沿った議論が企業会計審議会で再開されているが、東日本大震災や、米国証券取引委員会（SEC）のスタッフペーパー公表などの背景から、金融担当大臣からは仮に2012年にIFRSの強制適用を判断したとしても、その実施には5～7年の準備期間が必要であり、中間報告では少なくとも3年必要であるとされていた準備期間を延ばすことになった旨の談話があり、それについて企業会計審議会で議論が行われていることをインド側の関係者に報告した。

一方、日本におけるスムーズなIFRS導入のために、産業界や会計士業界が中心となっていることを説明し、例として経団連のIFRS導入準備タスクフォースでの活動や、会計教育研修機構の研修について触れた。

さらに、アジア・オセアニアにおける連携強化の観点から、来年秋に東京に設置されるIFRS財団サテライトオフィスについて説明があり、運営に関しインド側の協力を要請した。

(3) インド側からの現況の報告（Ramaswamy ICAI 会長、Fadnis ASB 委員長）

まず、ICAIのRamaswamy会長から、「IFRS in India-An Update」と題し、インドのIFRS導入に向けてのこれまでの活動及び現状についての報告があった。

ICAIは2007年にIFRSへのコンバージェンスを行うことを決定し、企業省もそれを支援してきた。インドでは、IFRSにコンバージェン

スした会計基準（Ind-AS）といわゆるローカルGAAP（インド基準）の2つが併存している。Ind-ASは2011年2月に企業省により告示されたが、当初2011年4月1日とされていたInd-ASの適用開始日はまだ告示されていない。また、IFRSの円滑な適用を促進するため、Ind-ASが適用開始される際には、IFRSに対して8項目のカーブアウト¹が実施される予定とのことであった。

続いて、インドにおける会計基準設定主体であるASBのFadnis委員長より、「IFRS in India-The Future Work Plan」と題して、ASBでは直近にIASBから公表されたIFRS（第10号～第13号等）の検討に加え、ASB内にStudy Groupを設置し、従業員給付（IAS第19号の修正）、その他の包括利益（OCI）項目の表示（IAS第1号の修正）、繰延税金（IAS第12号の修正）、激しい超インフレ及び初度適用企業に関する固定日付の削除（IFRS第1号の修正）等IASBが最近公表した基準の修正についても精査している旨の報告があった。

また、インドとして今後も注視していく分野としては、農業（生物資産の公正価値測定）、料金規制産業、排出量取引、不動産開発業者の収益認識、外貨換算などが挙げられ、先日IASBが公表したアジェンダ協議文書にも注目している旨の説明があった。

(4) 日本側からの現況の報告（金融庁 園田課長補佐、ASBJ 西川委員長）

園田課長補佐からは、日本基準とIFRSとのコンバージェンスや2007年のASBJとIASBとの間での東京合意、2009年の中間報告、2010年の一定の要件を満たした企業によるIFRS任意適用の開始、そして直近2011年の金

1 Ind-ASでIFRSからカーブアウトが実施される8項目：企業結合、収益、外国為替、金融商品（表示）、金融商品（測定と分類）、関連会社投資、有形固定資産（保守器具）、初度適用に関する各基準の一部

融担当大臣の談話（2015年3月期からのIFRSの強制適用はないこと、仮にIFRSを適用する場合でも十分な準備期間をとること等）など、日本におけるIFRSに関連する一連の流れについて説明した。また、金融担当大臣の発言を受けて6月30日に企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が開催されており、今後も開催され議論が行われていく見通しである旨を説明した。

西川委員長からは、日本におけるIFRSの適用状況として園田課長補佐の説明に加え、IFRSを任意適用している会社を紹介し、2011年6月にその完了期限を迎えた東京合意の達成状況について説明を行った。またIFRSの導入に関して、日本の関係者の間では、導入・解釈問題（有形固定資産の減価償却方法、初度適用等）、IASBの将来のアジェンダ（概念フレームワーク、OCI、無形資産）、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）のコンバージェンスに向けた作業の行方などについて高い関心があり、熱心な議論が行われていることを紹介した。加えて、アジア・オセアニア地域での活動として、サテライトオフィス及びAOSSGを挙げ、インドと連携してこれらの活用を進めていきたい旨を説明した。

(5) 分科会

【WG1：「規制当局」間での意見交換】

日本側・インド側ともに自国の状況に関する説明を行った。

主な内容は次のとおりである。

➤インドにおけるIFRS適用が遅延した大きな理由は2つある。1つは公用語であるヒンズー語への翻訳に時間がかかったためである（ヒンズー語への翻訳は8月中旬に公表できる見通し）。もう1つの理由は税との調整が終わっていないためである。インドには最低代替税（詳細な説明はWG2①を

参照）があるため、公正価値評価等による会計上の未実現利益が税額に影響する場合がある。

- インドにおけるカーブアウトの理由は、インドに適用する上で必要不可欠だったもの（例：農業会計）と、IASB自体が検討過程にあるためこの段階で基準を適用すべきでないと判断されたもの（例：IFRS第9号）である。
- カーブアウトではないが、インド国内での整合的な基準の適用を達成するため、カーブインにより企業の会計処理の選択の幅を狭めているものもある。

【WG2：「会計基準設定主体」間での意見交換】

主に次の点について意見交換等を行った。

① Ind-AS導入延期の理由について

ASBJからInd-AS導入延期の理由について質問し、次の回答があった。

Ind-ASの導入にあたっては、これを単体・連結財務諸表双方に強制適用することで、両財務諸表間の整合性の確保及び作成者の負担軽減等を図ることを基本方針とした。これにより、Ind-ASの適用延期の最大の理由である、最低代替税（Minimum Alternative Tax）に関する問題が発生した。最低代替税とは、課税所得を所得税法の規定に従い計算した際に、課税所得が発生しない、または課税所得に基づいて計算した税額が、インド会社法に基づいて作成された単体損益計算書における会計上の当期純利益（一部調整あり）の18%（2010年時点）より小さい場合、会計上の当期純利益の18%（同）を納付する制度である。このため、この単体損益計算書に適用される基準が、従来のインド基準からInd-ASに変更された場合の、課税額への影響が懸念され、これに税法を対応させるために時間を要している。

② IFRS に関する各国の動きについて

日本、インドの最新の動向に加えて、アメリカ、中国、及びアジア・オセアニア地域の各国のIFRS導入に向けた動きについて議論を行った。「各国とも様々な議論や制度対応等のために時間を要している側面はあるが、IFRSのアドプション又はコンバージェンスに向けての対応は着実に進んでいる」というのが日印両者の共通の見解であった。

③ IASBの主要プロジェクトについて

IASBで進行中の収益認識、リース、金融商品（減損、ヘッジ）、保険契約の各プロジェクトについて、双方の意見を交換し、インド側からは次のようなコメントがあった。

➤収益認識

収益認識に関する論点のうち、特に履行義務の連続的移転に関して懸念がある。不動産の建設・販売に関しては、他のアジア諸国（マレーシア、シンガポール等）と同じく、取引の実態から、従来のインド基準では収益を連続的に認識していた。このため、Ind-ASにおいては、一般的な不動産建設契約から生じる収益を、工事完成基準で認識することになるIFRIC第15号をカーブアウトしている。IASBで現在議論されている収益の新基準において、インドの取引実態を適正に表すことができるかどうか、注視している。

➤リース

借手側の会計処理は公開草案の提案（現行のファイナンスリースの会計処理）で問題ないと考えている。

貸手側の会計処理は、貸借対照表にリース料受取債権及び残存資産を認識するという部分認識中止モデルに類似した単一のアプローチのみでは、例えば長期間の土地のリース取引に関しては、残存価値の算定など適用が困難であると考えており、履行義務アプローチ

も含めた選択肢が必要であると考えている（日本側と見解が一致）。

リース料受取債権及び残存資産アプローチにより生じる、いわゆるDay1 gainを“reasonably assured”な状況に限り認識を行うという提案には同意する。

以上のとおり、インドでの新リース基準の適用に関してはあまり大きな問題があるとは考えていない。

➤金融商品（減損）

IASBからの新たな提案である3バケットモデルについては、各バケットへの区分方法については懸念が残るものの、現在、中央銀行のレギュレーションにより各銀行が実施している実務上の取扱いと整合しているため、提案全体としては支持している。

➤金融商品（ヘッジ会計）

企業の内部管理手法を反映したIASBの提案は、IAS第39号と比較するとより原則主義的である点から、IAS第39号からの改善であると考えて、肯定的に評価している。

➤保険契約

保険契約の測定方法については、まだ保険業界内では議論が続いているところであるが、実務への適用を考えると、IASBの提案する2マージン・アプローチより、FASBの提案する単一マージン・アプローチのほうがシンプルで良いという声も聞こえてきている。

保険契約に係る負債の再測定において、割引率の変更により生じる純損益のボラティリティに関しては、インドにおける保険業の監督機関である保険規制開発庁（Insurance Regulatory and Development Authority）は、非常に高い問題意識を持って検討を行っており、割引率を固定することについても議論の余地を残している。

④ IASBにおける将来のアジェンダについて

インド側の関心のあるプロジェクトとして農業が挙げられたが、実務への影響を確認したところ、この基準が影響する産業は限定的で、特に一部の製茶会社には影響が大きい、インド全体としてみると、重大な影響ではないとの評価であった。

日本側が関心を持つテーマの1つであるOCI（リサイクル）の問題に関しては、インドにおいては現行の基準には包括利益の考え方がないこともあって、関心を持っており、概念フレームワークの一部として扱われるべき論点であるとともに、政治的な要素の強い論点であると認識しているとのことであった。IFRSにおいては、OCI項目をリサイクルする基準としない基準とが混在しており、一貫性を欠く点については、日印両者に共通の懸念点であった。OCIの問題に関しては、各国での状況の詳細なリサーチも含めて、日印で協力して検討可能なテーマであるというのが、両者の共通見解であった。

⑤ ASB (ICAI) と ASBJ の今後の協力体制について

前記のOCIの問題に加え、AOSSGの分科会(WG)というプラットフォームの中でも、排出量取引や農業、金融商品などの分野について、今後も積極的に協力していく旨が合意された。

【WG3：「監査人」間での意見交換】

日本側からJICPAの概要とIFRSへの取組みを簡単に説明した後、質疑応答を行った。

主な内容は次のとおりである。

- インド側より、日本で会計基準や監査基準を作成している機関はどこかとの質問があり、10年前までは会計基準は企業会計審議会が作成し、実務指針はJICPAという分担であったが、現在は会計基準、実務指針ともにASBJが作成していること、及び

JICPAは以前に公表し、現在も有効な実務指針のメンテナンスのみを行っている旨を説明した。また、監査基準は企業会計審議会が作成し、実務指針（委員会報告書）はJICPAが作成している旨を説明した。

一方、インドでは、会計基準はICAIが企業省に提出するレコメンデーションに基づいて法制化され、監査基準はICAIが設定しているとのことであった。

- 日本側より、ICAIにおけるIFRSの教育研修制度について質問し、これに対してインド側からは、のべ50,000名の会員に対し、インド各地140か所の拠点で2~3日間の研修やワークショップを行っているほか、eラーニング教材の提供、ICAIが発行しているジャーナルにIFRSの記事を掲載している旨の回答があった。ただし、IFRSに準拠した財務諸表の監査に従事する場合であっても、これらの研修の受講が強制されるわけではないということであった。

また、基準書の内容についての研修は行ってきたが、実務上の適用や判断の行使に関する研修は難しく、今後の課題であるという点で意見が一致した。

- IFRS導入後の監査上の諸問題について意見交換を行ったが、検証可能性や見積り、公正価値の妥当性検証、証拠の収集が大きな課題(Challenge)となるであろうという点で意見が一致した。特にインド側では、公正価値の合理性を確保し、様々な公正価値が乱立することによる混乱を避けるため、公正価値を認証するような政府の機関を設立するよう、会計士団体側から働きかけたとのことであった。

【WG4：「産業界」、WG5：「証券取引所」間での意見交換】

インド側からは、Infosys社（SEC上場会社）、

Jubilant 社、ONGC 社より各社における IFRS 導入についての説明があった。

インドでは約 17 万人の会計士がおり、うち約 9 万人が会計・財務担当として企業内で業務に従事している。IFRS 導入に際してはこれらのリソースをフル活用し、自社での IFRS 教育を充実させ、外部専門家を活用せずともスムーズな導入ができるように進めているとのことであった。

前述のように Ind-AS は未だ発効されていないが、SEC 上場会社においては、SEC に対して提出する財務諸表について、IASB が公表している IFRS での開示が認められていることから、大企業においては順調に準備が進んでいるとの発言があった。

日本側からは、IFRS 導入準備タスクフォースでの活動を説明した。15 回の会議を踏まえ、IFRS の実務的適用のため Q&A 集を編纂し、経団連の HP に掲載したことに加え、経団連会員企業向けセミナーを開催したことを紹介した。

引き続き、2011 年 3 月期より IFRS を早期適用した住友商事における IFRS 導入について説明が行われた。説明の中では、IFRS を会計基準ということのみならず、経営のツールとして最大限に活用することに意義を見出して導入したということが特に強調されたが、社歴が長い住友商事が、変化を恐れず早期に IFRS 導入を進めたということで、インド側の関心が高かった。

その後、もう 1 つの事例として住友化学における IFRS 導入の検討状況について説明が行われた。現在同社では日本基準と IFRS との基準差異分析を進めており、製造業としての課題とその対応を検討していることなどが説明された。

加えて、東京証券取引所からは、日本の投資者にとってインドへの関心は高く、また、インド企業の中にも日本市場に関心を持っている企業もあり、両国間の資本交流をより促進させて

いくことが望ましいため、日印ダイアログを通じてこの価値観を共有し、これに向けた障害の解決にコミットしていく旨、さらに資本交流の促進に向けた具体的な取組み（会計基準の相互承認、英文開示、内部統制、四半期開示）について説明された。これに対し、インド側からは、Ind-AS を適用した財務書類でも日本市場への上場が認められることが望ましい旨、英文開示の整備については高い関心を持っている旨の発言があった。

4. 現地の関係者との面談

本ダイアログの終了後、ニューデリーにて企業省の大臣や次官をはじめとする幹部を表敬訪問した。そこでは企業省側から、現時点で国会審議中の税務上の取扱いが決着すれば、早期に Ind-AS の適用を開始できる見込みとのコメントを得た。また日本側から本ダイアログの模様について報告を行い、ダイアログが日印双方にとって重要なものであることから、企業省の大臣、次官の了解を得て、来年の東京での第 3 回のダイアログに向けて、今後とも互いに協力していくことが確認された。

ニューデリーでは、現地の会計事務所の IFRS 担当者と会合を行い、Ind-AS 導入の延期に関する理由として、Ind-AS 導入に伴う会計士をはじめとしたリソース不足の問題や各業界での監督当局との連携や教育研修プログラムの必要性、最低代替税といったインドに特有の税制等についての情報を得た。また、インド企業で SEC に登録する企業は、SEC に対して提出する連結財務諸表を、Full-scale IFRS (IASB が公表している IFRS) で作成することが認められているが、インド国内向けには (インドの証券規制当局である SEBI に対しては)、別途インド基準 (適用後は Ind-AS) での財務諸表作

成も義務付けられており、関係者には負担感があるとのことであった。

5. おわりに

今回の日印ダイアログの開催に際しては、Ind-AS の導入に係るインドの現状、特に 2011 年 4 月に予定されていた適用開始時期が延期された理由と、今後の見通しを把握することを日本側は主な目的の 1 つとしていた。

この理由としては、事前に把握していたとおり、税との調整が最大の問題であった。Ind-AS の導入にあたっては、これを単体・連結財務諸表双方に強制適用することで、両財務諸表間の整合性の確保及び作成者の負担軽減等を図ることを基本方針としたが、インドにおいては、会社法上の単体損益計算書における会計上の当期

純利益をもとに、最低代替税と呼ばれる税が算定されており、この単体損益計算書に Ind-AS が適用されることで生じる問題を調整するために時間を要することとなった。また、企業省による Ind-AS (基準本体) の告示が、2011 年 2 月と、適用開始予定日のわずか 2 か月前であったために実務やりソース面での対応が困難であった点も大きな理由の 1 つであったようである。

Ind-AS 適用開始の時期については、当初予定から 1 年遅れの 2012 年 4 月を含む、早期の導入が可能であると企業省は言及していたが、その一方で、今後の税法をはじめとする諸法規、環境の整備のために要する時間等を考えると、2013~2015 年から導入とみるのが現実的ではないかという見方をする現地の関係者もいた。

いずれにせよ、今後インドでは、Ind-AS の適用開始に向けた制度対応上の取組みが課題となるであろう。



インドの新聞数紙においても、日印の相互理解と情報交換を目的として日印ダイアログが開催されたことが報道され、IFRS と共に現地での関心の高さがうかがわれる。